

行政文書一部公開決定通知書

2 観名保第 92 号  
令和 2 年 8 月 13 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年7月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書  
の名称

- 1-1 復命書 (令和元年11月11日分)
- 1-2 2019年11月4日石垣部会打ち合わせメモ
  
- 2-1 復命書 (令和元年12月2日分)
- 2-2 名古屋城本丸御殿内における重要文化財障壁画 (麝香猫図/槇楓椿図) の展示について
- 2-3 令和2年度本丸御殿内における重要文化財障壁画の展示について (計画案)
  
- 3-1 復命書 (令和元年12月10日分)
- 3-2 名勝名古屋城二之丸庭園打合せ資料
  
- 4-1 復命書 (令和元年12月23日分)
- 4-2 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会 (第33回) 会議資料 (案)
  
- 5-1 復命書 (令和2年1月23日分)
- 5-2 解体と復元を一体で現状変更許可を取得する場合のイメージ (案)
- 5-3 名古屋城天守閣整備事業工程見直し (案)
- 5-4 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 (第29回) 会議資料 (案)
  
- 6-1 復命書 (令和2年1月27日分)
- 6-2 名古屋城表二之門耐震診断・補強提案構造計算書 (2019年12月時点検討書)

	<p>7-1 復命書（令和2年2月28日分）</p> <p>7-2 本丸搦手馬出周辺石垣に係る特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（第34回）会議資料（案）（2020年2月28日時点）</p> <p>7-3 名古屋城本丸表二之門及び土塀打合せ資料</p> <p>8-1 復命書（令和2年3月26日分）</p> <p>8-2 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損等事故再発防止対策（中間案）（令和2年3月26日時点案）</p> <p>8-3 外構工事における不適切な施工等の調査について</p> <p>8-4 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第30回）会議資料（案）</p> <p>9-1 復命書（令和2年6月26日分）</p> <p>9-2 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策</p>	
<p>行政文書の公開の日時及び場所</p>	<p>日 時</p>	<p>令和 2 年 8 月 14 日 午前 5 時 午後</p>
<p>行政文書の公開の方法</p>	<p>1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴</p>	
<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>1-1、1-2については、名古屋市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第2号及び第4号に該当するため一部を非公開とする。</p> <p>2-2、2-3については、条例第7条第1項第3号に該当するため一部を非公開とする。</p> <p>3-1、3-2については、条例第7条第1項第4号に該当するため一部を非公開とする。</p> <p>6-1については、条例第7条第1項第1号に該当するため一部を非公開とする。</p> <p>&lt;1-1に関する部分&gt; （第2号関係） 非公開箇所には法人に関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の事業活動に影響を与え、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため、非公開とする。</p> <p>（第4号関係） 非公開箇所には、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。</p>	

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

また、名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

#### < 1-2に関する部分 >

##### (第2号関係)

非公開箇所には法人に関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の事業活動に影響を与え、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため、非公開とする。

##### (第4号関係)

非公開箇所には、名古屋城天守閣木造復元事業に関する石垣部会構成員と本市職員の間接的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

したがって、当該情報は、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

また、名古屋市による意思決定においては、石垣部会構成員との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

< 2-2、2-3に関する部分 >

(第3号関係)

非公開箇所には名古屋城本丸御殿における防犯・防災設備及び防犯・防災体制に関する情報が記載されており、公にすることにより公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

< 3-1、3-2に関する部分 >

(第4号関係)

非公開箇所には、名古屋城二之丸庭園の保存整備事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

< 6-1に関する部分 >

(第1号関係)

非公開箇所には法人従業員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とする。

備考

< 決定を行った所管課・公所 >

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室  
TEL 052-231-2488

※市長及び特別秘書に係る請求部分に関しては、別途市長室秘書課及び市長特別秘書から決定処分がされます。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。